

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (目的) (定義) (基本原則)</p> <p>第2章 市民 (市民の権利) (市民の責務)</p> <p>第3章 市議会 (市議会の責務等) (議員の責務)</p> <p>第4章 市長等及び職員 (市長等の責務) (職員の責務)</p> <p>第5章 市民参画・協働 (参画) (協働) (審議会等への参画) (住民投票)</p> <p>第6章 地域づくり (地域主体のまちづくり) (地域住民協議会)</p> <p>第7章 市政運営 (情報共有) (行政手続) (説明責任) (個人情報保護) (政策法務) (総合計画等) (財政運営) (行政評価)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (目的) (定義) (基本理念) (基本原則)</p> <p>第2章 市民 (市民の役割)</p> <p>第3章 市議会 (市議会の役割)</p> <p>第4章 市長等及び職員 (市長等の役割) (職員の役割)</p> <p>第5章 地域づくり (地域主体のまちづくり) (地域運営組織)</p> <p>第6章 市政運営 (総合計画) (財政運営) (行政評価)</p>	<p><小委員会方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民側から謳いあげる。 ●積極的市民像 ●「自分ごと」と捉えられるように。 ●やわらかく、読みやすい表現に。 ●市民・議会・行政が並列だと読み取れる表現 ●既にある条例、制度、仕組みについてはあえて記載することはせず、本当に言いたいことが伝わるように。 Ex)住民投票、行政手続等 ●市民のやる気、行動を行政がフォローアップできるような条例に。 ●地域運営組織は必要 ●行政評価に市民参画の仕組み ●育てる条例

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>(行政組織) (危機管理) (外部機関その他第三者による監査) 第8章 国及び他の地方公共団体等との関係 (国及び和歌山県との関係) (他の地方公共団体及び関係機関との関係) 第9章 最高規範性 第10章 条例の検証及び見直し (条例の検証及び見直し) (委任) 附則</p>	<p>第7章 最高規範性 第8章 条例の検証及び見直し (育てる条例) 附則</p>	
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、橋本市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市政運営に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治の推進と自立した地域社会を創出することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内で活動する全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内で活動する全ての団体(法人を含む。)をいう。 (2) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいう。 (3) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。 (定義) 第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内で活動する全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内で活動する全ての団体(法人を含む。)をいいます。 (2) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。 (3) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>(4) 参画 市の政策等の計画段階から実施、評価、改善に至るそれぞれの段階において、関わっていくことをいう。</p> <p>(5) 協働 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいう。</p> <p>(基本原則) 第3条 市民及び市は、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則として、自治を推進するものとする。</p> <p>(1) 情報の共有 市民と市、市民同士は、市政への市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。</p> <p>(2) 市政への市民参画 自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。</p> <p>(3) 協働のまちづくり 市民と市、市民同士は、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組むこと。</p>	<p>(4) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。</p> <p>(5) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。</p> <p>(6) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。</p> <p>(基本理念) 第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。</p> <p>(基本原則) 第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。</p> <p>(1) 情報共有 私たちは、参画や協働を進めるため、お互いに情報を共有し合います。</p> <p>(2) 市民参画 私たち市民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画します。</p> <p>(3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。</p>	<p>●基本原則⇨市民の役割</p>
<p>※「市民」の定義は【第1章 総則】を参照。 第2章 市民 (市民の権利)</p>	<p>第2章 市民 (市民の役割)</p>	<p>●専門部会案 第2章第4条・第5条</p>

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>第4条 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有する。</p> <p>3 市民は、権利を濫用してはならず、公共の福祉のために行使するものとする。</p> <p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、市政に関心を持ち、主体的に参画するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりにおいて互いの意見及び行動を尊重し合うものとする。</p> <p>3 事業者等(市民のうち団体であるものをいう。)は、個人である市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条 私たち市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちを良く知るために、お互いに情報を出し合い共有します。</p> <p>2 私たち市民は、自分でできることは自分で、自分たちでできることは自分たちでの気持ちを持ち、主体的にまちづくりに参画します。</p> <p>3 私たち市民は、公共の福祉の推進のため、公序良俗に従って行動し、お互いの意見及び行動を尊重し合います。</p>	<p>「市民の権利」、「市民の責務」と市民をしばるものではなく、「積極的・能動的市民性」を表すために「役割」とした。</p>
<p>※「市」の定義は【第1章 総則】を参照。</p> <p style="text-align: center;">第3章 市議会 (市議会の責務)</p> <p>第6条 市議会は、別に条例で定めるところにより、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定する権能を発揮するとともに、市政に対する監視及び調査を的確に行い、又は政策提言を行うよう努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第7条 議員は、別に条例で定めるところにより、市民の代表者として、公正かつ誠実に議員活動を行うものとし、市民への情報提供を行うとともに、市民の意見及び地域の課題を把握する等、情報収集に努めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 市議会 (市議会の役割)</p> <p>第6条 市議会は、住民の代表で構成する市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。</p> <p>2 議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。</p>	<p>●専門部会案 第3章第6条・第7条 市議会の責務、議員の責務は議会基本条例が既にあるため議会基本条例によることと明記。</p>

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>※「市」「市長等」の定義は【第1章 総則】を参照。 第4章 市長等及び職員 (市長等の責務) 第8条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行わなければならない。 2 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告しなければならない。 3 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たらなければならない。</p> <p>(職員の責務) 第9条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行しなければならない。 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たっては創意工夫に努めなければならない。</p>	<p>第4章 市長等及び職員 (市長等の役割) 第7条 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行います。 2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。 3 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。 4 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にします。 5 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的・自主的な活動等を支援します。 6 市は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。</p> <p>(職員の役割) 第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。 2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努めます。</p>	<p>●専門部会案 第5章「市民参画・協働」 市民参画や協働のために市長等が行う役割として、「市長等の役割」に盛り込んだ。</p> <p>●専門部会案 第5章第10条第2項 パブコメに関しては、「橋本市パブリック手続要綱」が既にあるため不要。</p> <p>●専門部会案 第5章第13条 住民投票は地方自治法に定められており、橋本市の自治基本条例で定めると地方自治法の例外として定めることになってしまうので不要。</p>
<p>第6章 地域づくり (地域主体のまちづくり) 第14条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思によってまちづく</p>	<p>第5章 地域づくり (地域主体のまちづくり) 第9条 私たち市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自</p>	<p>●専門部会案 第6章第15章 「地域のことを協議する場」ではなく「地域のことを地域で運</p>

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>りに取り組み、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努める。</p> <p>2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じるものとする。</p> <p>(地域住民協議会)</p> <p>第15条 市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、別に条例で定めるところにより、地域住民協議会を設立することができる。</p> <p>2 地域住民協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行う。</p> <p>3 地域住民協議会は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組むよう努めるものとする。</p> <p>4 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域住民協議会の活動に参加するよう努めるものとする。</p> <p>5 市は、コミュニティ活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努めなければならない。</p>	<p>主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。</p> <p>2 市長等は、前項に規定する市民の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)の役割を尊重しながら適切な施策を講じます。</p> <p>(地域運営組織)</p> <p>第10条 私たち市民は、一定のまとまりのある地域において、コミュニティ活動を実現するための組織として、地域運営組織を設立することができます。</p> <p>2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。</p> <p>3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。</p> <p>4 私たち市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加します。</p> <p>5 市は、コミュニティ活動の促進を図るため、地域における課題の把握、相談機会の確保、活動の支援、人材育成等に努めます。</p> <p>6 市は、地域運営組織の設立等に関する必要な事項を別に定めます。</p>	<p>営していく場」と強調するため、「地域運営組織」とした。</p> <p>●住民がやる気になったときに、組織を設立することができる・行政が支援することができる規定が必要。</p>
<p>第5章 市民参画・協働 (参画)</p> <p>第10条 市は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を保障し、参画のための手続を明確にしなければならない。</p> <p>2 市は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等を行うとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して</p>		

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければならない。ただし、緊急を要する場合その他この項に規定する手続を経る必要がないことが明白である場合は、この限りでない。</p> <p>3 前2項に規定する参画の手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(協働)</p> <p>第11条 市民及び市は、相互理解と信頼関係の下にまちづくりを進めるため、協働するよう努める。</p> <p>2 市は、協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努める。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。</p> <p>(審議会等への参画)</p> <p>第12条 市長等は、審議会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」という。)を設置する場合においては、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第13条 市長は、市政に関する重要事項について、住民(市内に住所を有する者をいう。以下同じ。)の意思を直接把握するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 前項の住民投票は、当該重要事項に関する情報が住民に提供され、かつ、十分な検討を行った上で、なお、住民の意思を直接把握する必要があるときに行うものと</p>		

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>する。</p> <p>3 市民及び市は、第1項の住民投票の結果を尊重するものとする。</p>		
<p>第7章 市政運営 (情報共有)</p> <p>第16条 市は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 市は、審議会等の会議を公開するものとする。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>3 市は、その管理する情報の公開を求められたときは、法令に定めのあるもののほか、別に条例で定めるところにより当該情報を公開するものとする。</p> <p>(行政手続)</p> <p>第17条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を別に条例で定めなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第18条 市長等は、政策の立案から実施を経て評価に至る過程において、その経過、内容、効果等について、市民に分かりやすく説明するよう努めるものとする。</p> <p>(個人情報保護)</p> <p>第19条 市は、別に条例で定めるところにより、保有する個人情報の開示、訂正、利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利を保護しなければな</p>	<p>第6章 市政運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●専門部会案 第7章第16条 「情報共有」は基本原則と重複してしまうため、市政運営の章には不要。 ●専門部会案 第7章第17条 「行政手続」は「橋本市行政手続条例」が既にあるため不要。 ●専門部会案 第7章第18条 「説明責任」については改めて規定する必要性が認められなかったため不要。 ●専門部会案 第7章第19条 「個人情報保護」は「橋本市個人情報保護条例」が既にあるため不要。 ●専門部会案 第7章第20条 「政策法務」については改めて規定する必要性が認められなかったため不要。 ●専門部会案 第7章第24条 「行政組織」については改めて規定する必要性が認められな

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>らない。</p> <p>2 市は、収集した個人情報に関しては、厳重にこれを管理し、原則として本人以外に開示してはならない。</p> <p>(政策法務)</p> <p>第20条 市は、地域の課題を解決するため、地方自治の本旨に基づき、自らの責任において法令を解釈し、条例、規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。</p> <p>2 市は、地域の特色をいかした政策を実現するため、条例制定権の活用に努めなければならない。</p> <p>(総合計画等)</p> <p>第21条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定しなければならない。</p> <p>2 各分野の政策及び事業は、総合計画に根拠を置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理が行われなければならない。</p> <p>3 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めなければならない。</p> <p>4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表しなければならない。</p> <p>5 総合計画は、経済的、社会的変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、必要に応じて検討及び見直しが行われなければならない。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第22条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運</p>	<p>(総合計画)</p> <p>第11条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。</p> <p>2 市長等は、各分野の政策及び事業の根拠を総合計画に置き、常に総合計画との調整を図りながら進行管理を行います。</p> <p>3 市長等は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参加を求めます。</p> <p>4 市長等は、総合計画の進行状況について、適切な形で市民に公表します。</p> <p>5 総合計画は、経済的、社会的変化及び新たな行政需要に柔軟に対応できるよう、必要に応じて検討及び見直しを行います。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第12条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、用途を決定するものとします。</p> <p>2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏</p>	<p>かったため不要。</p> <p>●専門部会案 第7章第25条 「危機管理」は、危機管理以外のことにおいても協働で取り組むべきことが多々あるが、危機管理を明記するとそれだけが本条例案の中で具体的になってしまうため盛り込まないこととした。危機管理を入れるのであれば他の事項についても明記した方がバランスは取れるように思うが、そうすると際限がなくなってしまう。</p> <p>●専門部会案 第7章第26条 「外部監査」は既に地方自治法に定められている制度であるため、不要</p>

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>常に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するよう努めなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第23条 市長等は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の評価の結果を公表しなければならない。</p> <p>(行政組織)</p> <p>第24条 市の組織は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的なものであると同時に、各部署相互の連携が保たれた柔軟なものとして編成されなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定を踏まえ、市民に分かりやすい組織の編成を行うとともに、常にその見直しに努めなければならない。</p> <p>(危機管理)</p> <p>第25条 市長等は、市民の安全と安心を確保するため、適切なリスク管理を行うほか、緊急事態に適切に対処できる体制の充実及び強化を図らなければならない。</p> <p>2 市長等は、市民、関係機関並びに国及び他の地方公共団体と相互に連携、協力しながら、市民の安全と安心の推進に取り組まなければならない。</p> <p>(外部監査)</p> <p>第26条 住民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めると</p>	<p>まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。</p> <p>3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するよう努めます。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第13条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を行うため、毎年度行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。</p> <p>2 市長等は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。</p> <p>3 市長は、前1項の評価の結果を公表します。</p>	

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>ころにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。</p> <p>2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。</p>		
<p>第8章 国及び他の地方公共団体等との関係 (国及び和歌山県との関係)</p> <p>第27条 市は、国及び和歌山県と対等の関係にあることを踏まえ、適切な役割分担を行い、自立した地方自治を確立するよう努める。</p> <p>(他の地方公共団体及び関係機関との関係)</p> <p>第28条 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるように努める。</p>		
<p>第9章 最高規範性</p> <p>第29条 この条例は、橋本市の自治の推進における最高規範であり、市民及び市は誠実にこれを遵守しなければならない。</p> <p>2 市は、この条例の理念にのっとり、市政運営及び施策の実現に向けた基本的な制度の整備に努めるとともに、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに運用に当たっては、この条例との整合性を図るものとする。</p>	<p>第7章 最高規範性</p> <p>第14条 私たちは、橋本市のまちづくりの推進における最高規範として、この条例を誠実に遵守します。</p>	。
<p>第10章 条例の検証及び見直し (条例の検証及び見直し)</p> <p>第30条 市長等は、この条例の施行後、5年を超えない期間ごとに、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを検証し、その結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適</p>	<p>第8章 条例の検証及び見直し (育てる条例)</p> <p>第15条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうかを毎年度検証しながら、実効性のある条例となるよう育てていきます。</p> <p>2 市は、前項の検証に当たっては、市民の参画を求めま</p>	

H29.10.16 自治基本条例 小委員会 & 専門部会合同開催

小委員会案・専門部会案 比較表

専門部会案	小委員会案	小委員会案 考え方
<p>当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 前項に規定する検証及び見直しは、市民参画の下で行われなければならない。</p>	<p>す。</p>	
<p>(委任)</p> <p>第31条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定める。</p> <p>い。</p>		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。ただし、第10条、第12条、第13条、第15条及び第26条の規定については、施行の日から起算して〇月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。</p>	